

# 一般財団法人北区まちづくり公社定款

平成23年 4月 1日施行

## 目 次

- 第1章 総則(第1条~第2条)
- 第2章 目的及び事業(第3条~第4条)
- 第3章 会計(第5条~第7条)
- 第4章 評議員(第8条~第11条)
- 第5章 評議員会(第12条~第17条)
- 第6章 役員(第18条~第25条)
- 第7章 理事会(第26条~第30条)
- 第8章 定款の変更及び解散(第31条~第33条)
- 第9章 公告の方法(第34条)
- 第10章 事務局(第35条)
- 第11章 雑則(第36条)
- 附 則

## 第1章 総則

### (名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人北区まちづくり公社と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第3条 この法人は、東京都北区(以下「区」という。)における区民主体の

まちづくりを支援・推進するとともに、まちづくりの活動・支援及びまちづくりの調査・研究に努め、もって区民の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくりの協働・支援事業
- (2) まちづくりの活動・支援事業
- (3) まちづくりの調査・研究事業
- (4) 駐車場及び駐輪場の管理・運営
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、東京都北区内において行うものとする。

### 第3章 会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類は、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第8条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることとはできない。

(任 期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第11条 評議員は無報酬とする。ただし、各事業年度の総額が40万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、費用を弁償することができる。

## 第5章 評議員会

(構 成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第13条 評議員は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- ( 3 ) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ( 4 ) 定款の変更
- ( 5 ) 残余財産の処分
- ( 6 ) 基本財産の処分又は除外の承認
- ( 7 ) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた  
事項

( 開 催 )

第 1 4 条 この法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。定時評議員会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

( 招 集 )

第 1 5 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

( 決 議 )

第 1 6 条 評議員会の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって

行わなければならない。

- ( 1 ) 監事の解任
- ( 2 ) 定款の変更
- ( 3 ) 基本財産の処分又は除外の承認
- ( 4 ) その他の法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

( 議事録 )

第17条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及びその会議に出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

( 役員 の 設置 )

第18条 この法人に、次の役員を置く。

- ( 1 ) 理事 3名以上10名以内
- ( 2 ) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上

の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、当法人のその業務を執行し、副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長、副理事長、常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第24条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために必要とする費用を別途支払うことができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第25条 この法人は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因と

なった事実の内容、当該理事又は監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、この法人に対する損害賠償額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

## 第7章 理事会

### (構成)

第26条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

### (招集及び議長)

第28条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知をしなければならない。

4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

### (決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この法人は、評議員会の決議によって定款を変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第9条についても適用する。

(解散)

第32条 この法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第33条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第34条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

## 第10章 事務局

### (事務局)

第35条 この法人は、事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他職員を置く。
- 3 事務局長は理事会において任免する。その他職員については理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第11章 雑則

### (委任)

第36条 この定款に定めるものの他、この法人の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は山田統二、副理事長は森 欣貳、常務理事は三浦隆とする。